

関東学院大学機関リポジトリ管理運用規程

(2023年2月16日制定)

(目的)

第1条 この規程は、関東学院大学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の適正かつ円滑な管理及び運用を図るために必要な事項を定めることにより、関東学院大学（以下「本学」という。）の学術研究の発展に貢献するとともに、本学がリポジトリを通じて社会に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「リポジトリ」とは、本学の関係者の研究成果を電子的に収集及び蓄積し本学内外に無償公開するシステムをいう。

(管理及び運用)

第3条 リポジトリの管理及び運用において必要な事項は、関東学院大学図書館図書委員会規程第1条に規定する図書委員会（以下「委員会」という。）の議を経て図書館長が決定するものとする。

2 リポジトリの管理及び運用は、図書館長の指示の下、関東学院大学図書館（以下「図書館」という。）が行うものとする。

(登録対象)

第4条 リポジトリへの登録対象は、次の各号の基準を満たしているものとする。ただし、図書館長が特に認めた場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げるいずれかに該当するもの（以下「成果物」という。）であること。

ア 本学で発行された紀要、論集、研究所報等（以下「本学紀要等」という。）に掲載された
学術論文等

イ 本学から博士の学位を授与された者の博士論文

ウ 本学紀要等以外の学術誌又は商業誌に投稿し掲載された学術論文、研究報告、調査報告等
(科学研究費助成事業等の公的研究費、助成金等による研究成果物を含む。)

エ その他、図書館長が適当と認めたもの

(2) 本学の規程を遵守していること。

(3) 著作権法その他の関係法令（以下「著作権法等」という。）を遵守していること。

(4) 公開により、学会等の投稿規約等、出版社との契約条項等に関する問題を生じないこと。

(5) 法令を遵守し、かつ公開によって違法に他者の権利又は利益の侵害、義務違反等を生じないこと。

(登録申請手続)

第5条 リポジトリに成果物を登録申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本学紀要等の発行者（自己の発行した紀要等に掲載された学術論文等の登録申請に限る。）

(2) 本学から博士の学位を授与された者（博士の学位を授与された博士論文の登録申請に限る。）

(3) 本学に在籍する、又は過去に在籍した教職員（申請時に所属先を有しない者に限る。）

(4) その他、図書館長が特に認めた者

2 リポジトリ登録を希望する者は、著作権等につき必要な許諾等を得た上で、図書館長に登録申請し、許可を得るものとする。この場合において、許可を得た者は、成果物を図書館に無償で提供するものとする。

(登録)

第6条 図書館は、前条第2項の許可を得た成果物について、別に定める手続により登録を行う。

(登録の削除又は非公開)

第7条 図書館長は、リポジトリに登録した学術情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、成果物の一部又は全部を削除し、又は非公開とすることができる。

(1) 登録申請者から合理的な理由を示して削除又は非公開の申請があった場合

(2) 他者に帰属する著作権、所有権、その他の権利を侵害しているものと認める場合

(3) 社会的に著しく不適切な内容が含まれていると認める場合

2 図書館長は、前項の規定により学術情報を削除し、又は非公開としたときは、登録申請者に対して理由を付して遅滞なく通知しなければならない。

(著作権の帰属)

第8条 リポジトリに登録された成果物の著作権の帰属は、掲載された紀要等の編集規程、投稿規程等の定めによるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、博士論文の著作権は、リポジトリへの登録によって本学に移転することなく、

著作権者に帰属する。

(成果物の利用)

第9条 図書館は、次の各号に定める方法により、リポジトリに登録された成果物を利用することができる。

- (1) 書誌情報データをOPAC (Online Public Access Catalog) に登録し、画像データをリポジトリサーバに格納すること。
- (2) インターネットを通じて、前号のデータを無償で公開すること。
- (3) 保存及び利用環境の保持、セキュリティ確保等のため、必要に応じてデータの媒体変換及びバックアップファイルを作成すること。

(利用条件)

第10条 リポジトリに登録された成果物は、著作権法で定める著作権の制限の範囲内で利用することができる。

(免責事項)

第11条 登録された成果物の内容に関する責任は、該当登録申請者又は著作権者が負うものとする。

2 本学は、リポジトリに登録された成果物の利用によって生じた不利益及び損害について責任を負わないものとする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、学部長会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2023年2月16日から施行する。

附 則

この規程は、2025年3月5日に改正し、同年4月1日から施行する。